

- 実施支援室が指定する方法で現地写真(「4. 3 現地の写真撮影」参照)
- 確認済証
- 長期優良住宅の認定書(長寿命型に限る)または認定低炭素住宅の認定書(高度省エネ型に限る)
- ・分離発注先の補助対象となる経費も計上する場合、3.5(1)の「着手」の要件が適用されます。また、分離発注先の補助対象となる経費の計上の有無に関わらず、3.5(2)の着工の要件が適用されます。
- ・「工事が完成」した時点とは次のとおりとします。
 - 確認申請が必要な地域 検査済証の交付日
 - 確認申請が不要な地域 完了実績報告時に提出される書類により異なります。
 - ・住宅瑕疵担保責任保険の保険証券または保険付保証書 保険期間の開始日
 - ・建設住宅性能評価書 建設住宅性能評価書の交付日
 - ・建物の不動産登記の現在事項証明書 表題部の原因の日付

3. 6 本事業における「地域材」の考え方

本事業における「地域材」については、以下に示す(1)から(4)のいずれかに該当するとともに、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を介して供給されるものを原則とします。

また、本事業において使用する「地域材」については、グループの適用申請書においてその名称、産地、認証制度を特定したものとします。なお、これら「地域材」以外の木材の使用を妨げるものではありません。

地域材加算を受ける場合は、地域材の使用について証明していただきます。(別添3参照)

※ 適用申請書で指定した認証制度において必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者による供給がなされていない等、認証制度の要求事項を満たしていない場合は、グループが採択された場合であっても、補助金交付の対象とはなりません。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認ください。

- (1) 国や都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品(例:都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会(FIPC)などの認証制度)
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品(例:森林管理協議会(FSC)、PEFC森林認証プログラム(PEFC)、「緑の循環」認証会議(SGEC)などの認証制度)
- (3) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」
(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- (4) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品

(参考)

- 合法性、持続可能性の証明について
合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ(<http://www.goho-wood.jp/>)において確認できます。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)について
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品については、クリーンウッド・ナビホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/inde20.html>)において確認できます。

別添3 使用する「地域材」の内容等についての確認ができる書類について

(「2. 3 (2) 木造住宅への地域材利用 (地域材加算)」関係)

(「3. 6 本事業における「地域材」の考え方」関係)

地域材加算を受ける場合は、完了実績報告時に施工事業者により地域材の使用について証明していただきます。施工事業者は下記の「使用する『地域材』の内容等についての確認ができる書類」を入手し、指定の様式にて証明していただきます。入手した地域材に関する書類は、必ず保管してください。

必要に応じて実施支援室が「使用する『地域材』の内容等についての確認ができる書類」の提出を求める場合があります。証明した内容と異なる場合は、地域材加算が受けられない場合がありますのでご了承ください。

- a) 採択を受けた「地域材」を供給する構成員が当該地域材の取扱事業者として認定を受けていることが分かる資料（「地域材」の認証制度において事業者の登録が必要な場合のみ）

例：〇〇県産証明取扱事業者証の写し（都道府県による木材認証制度によるもの）
合法木材事業者認定書の写し、森林認証の写し及びCoC認定書の写し、
FIPC 登録証の写し

- b) 補助対象となる住宅に地域材が使用されていることを証明する書類（使用実績の裏付けとなる書類）（※）

- ①地域材の証明書の写し

例：〇〇県産材証明書（都道府県による木材認証制度によるもの）
合法木材証明書
木材表示協会が定める産地証明等がなされた木材の証明書

- ②木材の納品書の写し

補助事業者(施工者)へ最終出荷したグループ構成員からの納品書を提出

- ③木拾表（参考様式）

対象の部位ごとに集計してください。

（納品書の記載が部位ごとに集計されている場合や集計の書き込みがある場合は提出不要です。）

（※）認証制度によって証明書が出ない場合（森林認証等）は、それに代わる書類を提出

例：木材取引書類（出荷伝票など）

→宛名、出荷者名、商品明細、納品日、数量、
認証材である旨の表示、認証率の表示

募集要領【別紙4】

「主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半」について

○「主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半」とは、柱・梁・桁・土台に使用する木材の材積の合計値の50%以上を占めることとします。

○なお、対象部位は柱・梁・桁・土台のみです。2次部材(母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等)は含まれませんのでご注意ください。さらに、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。なお、これら以外の工法における考え方については、事前に評価事務局にご相談ください。

軸組工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太	頭つなぎ	土台

○当該木材の使用については、完了実績報告の際に、当該木材の使用状況(使用した地域材の種類、使用量がわかる書類(木材の証明書、木拾い表、納品書、認定木材取扱事業者登録書の写し等)を提出してください。